■ 法人名 : 日興コーディアル証券株式会社

■ 部 署 : コーポレート・サービス部

叭トック・オプション等に関する会計基準 (案)』に対するコメント

未公開時に発行されたストック・オプションの費用計上に関して、平等性・公平性および連続性の観点から、A案支持を表明し、B案についての問題点を列挙する。

【A案を支持する理由】

未公開時に発行されたストック・オプションの公正価値を評価し、公開後に発行されたストック・オプションと同等に扱うことが、平等性・公平性および連続性の観点からも適切な会計処理が促されるものと考えられるため、A案を支持する。

ただし、ブラックショールズモデル等に当てはめるボラティリティを算出するために、数社の株価(もしくはボラティリティの平均値)を利用する(類似業種が少なく算定が困難な場合は、一定値を利用させる)など一定の条件(未公開株式が流通性に乏しい点などを考慮したディスカウントについても規定)を運用指針等に定めることを必須とし、それにより簡便に価値を算出できるような手当てが設けられることが前提となる。

A案の問題点として、他企業のデータを利用することの意義について疑義が指摘されているが、所得税法基本通達 23~35 共 - 9 によると未公開株式の株価算定においては、類似業種の株価を利用する方法(類似業種比準価額方式)が認められているため、当該方式を用いた株式の評価方法については、一定の正当性があり、一般に認知されている方法であると考えることができる。

従って、ストック・オプションの発行時に、本源的価値を用いる場合も「自社株式の評価額」として、類似業種比準価額方式を利用するケースが想定されるため当該疑義が消える事はなく、A案に対する批判は、説得性にかけるものになると考えられる。

他の案に関する問題点】

B-1案 <u>単位当たりの本源的価値は、権利行使日に至るまで見直し、損益計算に反映させる案</u>について

一般に公開した後の株価は、流動性等の観点から公開前の株価に比べ高く推移する傾向にある。従って、当該会計処理を利用した場合、公開初年度に多額の費用を損益計算に反映させるという会計処理を行う事となり、他の既上場会社と比較した場合、利益を低く見積もらざるを得なくなり、公開直後の会社業績の推移に大きな影響を与えることになる。

公開後、公開前に付与したストック・オプションの価値の再算定を行うにしても、「単位

当たりの本源的価値」を修正する場合は、上場後間もない期間に形成された株価を用いることになるが、最近は公開銘柄への注目度が高く、公開直後に株価が乱高下する傾向が見受けられるため、その株価が本来の企業価値を反映していると言えない場合があり、本来の「単位当たりの本源的価値」と言えないもので一時的に費用計上することになる可能性があるのではないか。

B-2 案 <u>単位当たりの本源的価値は、付与日で測定した後は見直さない(損益計算)が、B</u> -1案に基づく見直しに影響額を注記で開示する(注記による開示) 案について

公開会社の場合は、付与日にストックオプションの価値を算定し、それを見直すことがないにもかかわらず、未公開時に発行されたストック・オプションについては、その後の価値の変動についても開示を求める形となっている事が問題である。アナリストや機関投資家などが企業の価値を測る場合、潜在株式に関する影響も勘案するものと考えられ、未公開時に発行されたストック・オプションのみ当該価値の変動を記載するということになると、平等性及び連続性に問題が生じる可能性がある。

未公開時に付与されたストック・オプションのみ、「各期末における本源的価値の合計額」を注記するとなっているが、当該情報は、期末における発行会社株式の時価と行使価額の差額に期末時点における未行使株数を乗じているに過ぎず、公開後においてあえて開示を義務付ける程の意味合いは乏しいものと考えられる。記載をすることにより返って誤解を生じさせる様な記載を強要する必要性を納得させるだけの根拠も見当たらない。

未公開時に付与されたストック・オプションの場合のみ「行使されたストック・オプションの本源的価値の合計額」を開示する様求めているが、ここで言う本源的価値の増加分は、一般の株主価値の増大と同等であると考えられるため、ストック・オプションを行使した対象者のみが取得した財産に関する情報を開示することを求める理由について、納得の行く説明がなされていない。